平成３１年２月４日

各　位

国土交通省土地・建設産業局

特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び

不動産の売却・取得意向に関する調査（依頼）

拝啓　時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

日頃より国土交通行政につきまして、格別の御支援・御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

特定の事業用資産の買換特例（７号買換）は、平成３２年３月末において適用期限を迎えることとなりますが、本制度については、その存続の必要性が厳しく問われており、存続のためには詳細な適用実態及び効果等について把握する必要があります。

つきましては、課税の特例の活用実績等について把握するため、下記のとおり調査を実施させていただきたく、お忙しい中、大変恐縮ではございますが、本調査へのご協力をお願いいたします。（不動産協会等、他団体経由で同様のアンケートに既に回答している場合は、改めてご回答いただく必要はございません。）

なお、ご提出頂きましたデータにつきましては、本特例の政策効果等を検証するためのデータとして集計した上で公表させていただく可能性はありますが、個別データを公表するものではありません。

また、アンケートの回答内容につきまして、後日、国土交通省の担当者等から問合せさせていただく場合もございますので、ご了承ください。

記

1. 調査の目的

「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」の適用実績等に関する詳細調査を行うことを目的とします。

　（租税特別措置法第６５条の７第１項７号）

　⇒10年超保有の土地等、建物・構築物を譲渡して、一定の土地等、建物、構築物等を取得した（買い換えた）場合、譲渡益の課税を繰り延べる特例（繰延率７０～８０％）

1. 調査の対象

　　　一般社団法人日本ビルヂング協会連合会の会員企業

1. 調査方法及び様式

　　　質問票をご覧いただき、回答をE-mail、Fax又は郵送で下記の担当まで提出願います。

４、提出期限　　　　　平成３１年２月２８日（木）

1. 提出先・問い合わせ先

国土交通省　土地・建設産業局不動産市場整備課　石井・深津

　　　〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３中央合同庁舎３号館

Tel : 03-5253-8381　（内線30657）

Fax : 03-5253-1579

E-mail : [hqt-zei-chosa@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-zei-chosa@ml.mlit.go.jp)